

社会福祉法人の地域公益事業について

実

○社会福祉充実残額

社会福祉法の一部改正により、平成 29 年 4 月 1 日から、社会福祉法人は毎会計年度、保有している財産から事業継続に必要な財産を控除して、プラス（社会福祉充実残額）が出た場合、計画的に事業に再投下しなければならないこととなりました。

○社会福祉充実計画

社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の認可を受けて事業を実施します。

なお、社会福祉充実残額を活用する事業の優先順位は次の通りです。

第 1 順位：社会福祉事業

第 2 順位：地域公益事業

第 3 順位：その他の公益事業

うち、第 2 順位の地域公益事業を行う計画を策定する場合は、事業内容・事業区域における需要等について、住民その他の関係者の意見を聴取しなければなりません。

○地域協議会

社会福祉法人が中立公正かつ円滑な意見聴取が行えるよう、各地域において「地域協議会」を設置すること、ただし、効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用するものとされました。（厚生労働省局長通知）

なお、法人の経営の自主性は最大限尊重すべきものであり、地域協議会の意見は、社会福祉法人が地域公益事業を行う上で斟酌すべき参考意見となります。

○地域協議会の協議事項

①地域の福祉課題

②地域に求められる福祉サービスの内容

③社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に対する意見

④関係機関との連携

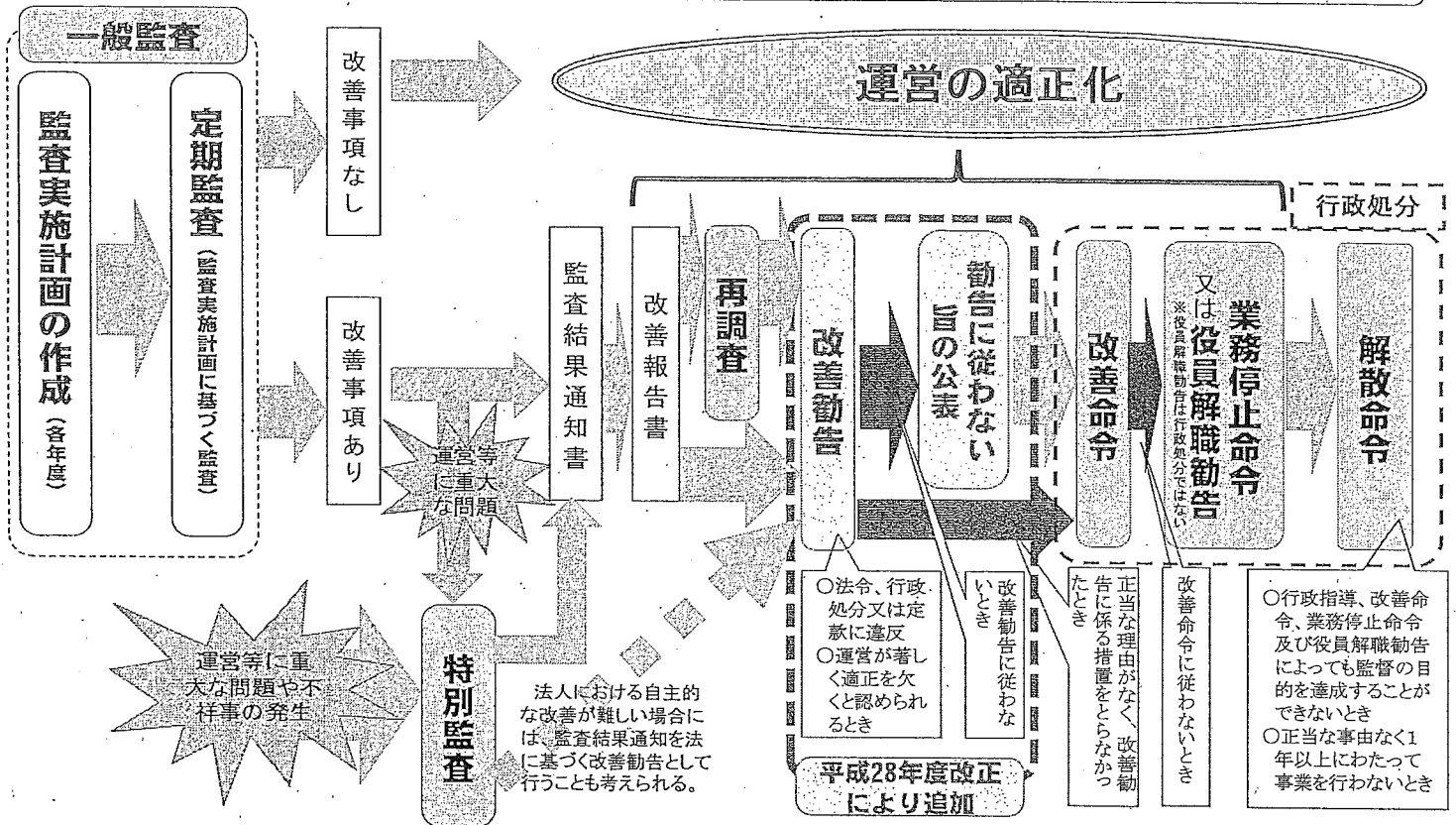
○なぜ地域福祉計画推進委員会が地域協議会を担うのか

第 3 次地域福祉計画は、地域住民、市民団体や地域組織、企業、行政などが協働して、誰もが暮らしやすい地域をめざす方向性を定めたものです。

社会福祉法人が行う地域公益事業は、地域との連携と交流が生まれ、一定の事業量も見込めるため、地域福祉計画を推進する上で重要なものであると考えます。重複や競合を避けて効果的な事業を行ってもらうため、地域福祉計画推進委員会を意見聴取の場として充てるものです。

社会福祉法人に対する指導監督の流れ

社会福祉法における社会福祉法人に対する行政上の監督に関する仕組みは、以下のとおり。



社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

社会福祉充実計画の策定の流れ

社会福祉充実計画は、原則として、次の流れに沿って策定する。

